

○横芝光町附属機関に関する条例 【抜粋】

令和2年3月12日

条例第4号

改正 令和2年6月18日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本町の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

(委嘱等)

第3条 委員は、町長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第6条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第3項において単に「副会長」という。)を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、別表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として

委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に従前の附属機関等にされた諮問で答申されていないものはそれぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続はそれぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

5 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長の職にある者は、それぞれ別表に掲げる同一の名称の新附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

附 則（令和2年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条）

（令2条例17・一部改正）

1 町長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
横芝光町 学校適正 配置等検 討委員会	次の各号に掲げる事 項について調査検討 し、結果を町長に報告 すること。 （1） 町立学校の適 正規模及び適正配 置に関すること。 （2） 教育環境の見 直しに関すること。 （3） 通学区域の見 直しに関すること。 （4） その他学校の 在り方を検討する ために必要な事項	委員長 副委員長 委員	42人 以内	（1） 町議会議員 （2） 町行政区の 代表 （3） 町立学校長 （4） 町立学校PTA 代表 （5） 保育所（園） 保護者の代表 （6） 認定こども 園保護者の代表 （7） 学識経験者	担任する 事務が完 了するま で。